会 則 等

東 北 畜 産 学 会 会 則

第１章　総　　則

第1条　本会は，東北畜産学会と称し，事務所を会長の所属する機関に置く．

第2条　本会は，畜産に関する学術の進歩を図り，併せて東北地域における畜産業と畜産技術の発展に寄与することを目的とする．

第3条　本会は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う．

1．研究発表会，学術講演会の開催
2．東北畜産学会報の発行
3．学術の進歩発展と普及に貢献した者の表彰
4．その他，本会の目的達成に必要な事項

第２章　会　　員

第４条　本会の会員は，次のとおりとする．

1．正会員　第２条の目的に賛同し入会した者
2．学生会員　第２条の目的に賛同し入会した学生
3．団体会員　第２条の目的に賛同し入会した団体とし，原則として，代表者１名を定められた学会活動に参加させることができる
4．賛助会員　第３条の事業を賛助するために入会した団体
5．名誉会員　本会に功績のあった正会員で総会において推薦された者

第５条　正会員，学生会員および団体会員は，本学会の主催する各種の行事に参加し，学会報への投稿，大会等における研究発表を行うことができる．また，名誉会員は本学会の主催する各種の行事に参加することができる．

第６条　正会員，学生会員，団体会員および賛助会員として入会しようとする者は，所定の入会申込書を会長に提出し，評議員会の承認を得なければならない．

第７条　会費は，正会員は年額3,000円，学生会員は年額1,500円，団体会員は年額5,000円，賛助会員は年額20,000円とする．名誉会員は会費を徴収しない．ただし，正会員で学会活動および大会を円滑に開催するために，行政職など研究を業務としない評議員および監事のうち，所定の様式により会費免除届を会長に提出し，評議員会の議を経て，総会において承認された者について，任期中の会費の支払いを免除できる．

第８条　会員は次の各号の１に該当するときは会員の資格を失うものとする．

1．本人の意思による退会
2．１年間会費を納入しない場合
3．評議員会が，会員として不適格と認め，総会において議決した場合

第３章　役員及び幹事

第９条　本会に次の役員を置く．

1．会　長　１名
2．副会長　１名
3．評議員　東北各県から５～10名ずつ
4．監　事　２名

第10条　本会の役員は次の規定により選出する．

1．会長の任期中に評議員会において次期事務所担当機関を決定する。
2．会長は次期事務所担当機関に所属する正会員と協議し，次期事務所担当機関に所属する正会員の中から次期会長候補者を決定し，評議員会の議を経て総会の承認を受ける．
3．会長は次期会長候補者と協議し，正会員および団体会員の中から次期副会長候補者を決定し，評議員会の議を経て総会の承認を受ける．
4．評議員および監事は正会員および団体会員から会長が委嘱し，評議員会の議を経て総会の承認を受ける．

第11条　役員の任期は２年とし，再任を妨げない．ただし会長は２期をこえて在任しないものとする．

第12条　会長は，本会を代表し会務を総理する．副会長は，会長を補佐し会長に事故があるときは，その職務を代行する．評議員は，評議員会を組織し，会則及び総会の議決に基づき，本会の業務を執行する．監事は，本会の会計及び業務について監査を行う．

第13条　本会の業務を円滑に推進するため，幹事を若干名置くことが出来る．幹事は会長が正会員の中から委嘱する．

第４章　会　議

第14条　本会の会議は総会及び評議員会とし，会長が招

集する．総会は通常総会及び臨時総会とする．

1．総会は，正会員および団体会員をもって構成し，評議員会は評議員をもって構成する．

2．通常総会は毎年会計年度終了後６ヶ月以内に開催する．

3．臨時総会は評議員会が必要と認めたとき，監事の請求により開催する．

4．会議の議事は出席構成員の過半数の同意をもって決する．

第15条　総会はこの会則に定めるもののほか，次の事項を議決する．

1．事業計画及び収支予算の決定

2．事業報告書及び収支決算の承認

3．会則の変更

4．その他，本会の運営に関する重要な事項

第16条　評議員会はこの会則に定めるもののほか，次の事項を議決する．

1．総会に付議すべき事項

2．総会で議決した事項の執行に関する事項

3．その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第５章　経　理

第17条　本会の経費は入会金，会費，寄付金，その他の収入をもってあてる．

第18条　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる．

第６章　委員会

第19条　本会の事業を推進するため，総会の議決により委員会を設置することができる．

第20条　委員会の委員は，正会員および団体会員から会長が委嘱する．

第21条　委員会の任務，構成及び運営に関する必要な事項は，総会の決議により別に定める規則によるものとする．

付　則

この会則は平成７年４月１日から施行する．

平成８年８月30日一部改定

平成30年４月１日一部改定

東北畜産学会表彰規程

1．東北畜産学会賞は次の種類とし、各授賞は原則として毎年２件内外とする。

1）東北畜産学会功労賞（以下「功労賞」と略）

2）東北畜産学会学術賞（以下「学術賞」と略）

3）東北畜産学会奨励賞（以下「奨励賞」と略）

2．「功労賞」は東北地域の畜産、畜産学の発展または東北畜産学会の活動などに多大の貢献をしたものにこれを贈り、表彰する。

3．「学術賞」は、次のいずれかに該当する会員にこれを贈り、表彰する。

1）東北畜産学会の大会において優秀な研究発表を行った者。

2）東北畜産学会の会報に優秀な原著論文を掲載した者。

3）その他に東北地方における畜産または畜産学の発展に寄与する優秀な研究を行い、学会、研究会またはその他公的な立場で発表した者。

4．「奨励賞」は畜産学に関する優れた研究をなし、将来の進歩が期待される受賞年度末において概ね40歳以下の正会員または学生会員にこれを送り、表彰する。

5．賞は賞状ならびに副賞とする。

6．「功労賞」受賞候補者を推薦しようとする者は、毎年12月末までに別に定める書式に従って、候補者の職、氏名、略歴、対象となる功績、2,000字以内の推薦理由、推薦者氏名を記入して会長に提出する。

7．「学術賞」受賞候補者を推薦しようとする者は、過去１年間の第３項に掲げたものの中から毎年12月末までに、別に定める書式に従って、候補者の職、氏名、略歴、対象となる研究発表の題目、発表内容の要旨、800字以内の推薦理由ならびに推薦者氏名を記入して会長に提出する。12月末までに受賞候補者の推薦がない場合には、学会賞候補者選考委員会（以下「選考委員会」と略）が、過去１年間の第３項に掲げたものの中から審査して受賞候補者を選考し、会長に報告する。

8．「奨励賞」受賞候補者を推薦しようとする者は、毎年12月末までに別に定める書式に従って、候補者の職、氏名、略歴、対象となる研究内容の要旨、600字以内の推薦理由ならびに推薦者氏名を記入して会長に提出する。12月末までに受賞候補者の推薦がない場合には、受賞者選考委員会が、上記対象の中から審査して受賞候補者を選考し、会長に報告する。

9．第６項、第７項、第８項の推薦を受けた候補者は選考委員会の審議を受ける。

10. 受賞者の決定は選考委員会の報告にもとづき、次年度第１回の評議員会において行う。
11.「功労賞」の受賞者は学会の大会において講演し、かつ選考委員会がその氏名、受賞内容を学会報に報告する。
12.「学術賞」受賞者はその内容を学会の大会において講演し、かつ学会報に発表する。
13.「奨励賞」受賞者の氏名、受賞内容は、学会の大会および学会報において発表する。

付　則

１．第６項、第７項、第８項で用いる推薦書はＡ４版、横書き、楷書でワープロとする。

この規程は平成18年４月１日から施行する。

平成30年４月１日一部改定

東北畜産学会学会賞候補者選考委員会規則

（目的）

第１条　この規則は、会則第19条の規定に基づき、学会賞候補者選考委員会の構成と運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第２条　委員会は、東北畜産学会表彰規程に基づき、受賞候補者を選考し、会長に報告することを任務とする。

（委員長）

第３条　委員会に委員長を置き、委員長は正会員から会長が委嘱し、評議員会の議を経て総会の承認を受ける。また委員長は、委員会の議長となり、会務を総括する。

（委員）

第４条　委員会の委員は正会員および団体会員とし、各県から２名ずつ（専門分野は不問）と、畜産学の各専門分野から会長がとくに必要と認めた者若干名とする。

（任期）

第５条　委員長および委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

（会議）

第６条　委員会は必要に応じ、委員長が随時招集する。また委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。委員会は、原則として、非公開とする。

2　予め提案のあった学会賞選考案について、委員は書面又は電磁的記録によって可否の意思表示をすることができる。

（改廃）

第７条　この規則は総会の議決を経て改廃することができる。

付　則

この規則は平成 30 年４月１日から施行する。

東北畜産学会奨励賞に関する申し合わせ

１）東北畜産学会奨励賞（以下「奨励賞」と略称）に関する申し合わせ事項。

２）奨励賞は若手会員の学術の資質向上を通して東北地域における畜産学の発展に資することを目的とする。

３）奨励賞は畜産学に関する優れた研究をなし，将来の進歩が期待される受賞年度末において概ね 40 歳以下の正会員または学生会員にこれを贈り，表彰する。

４）奨励賞の候補者は以下の各条件を満たしていること。

(1) 最近５カ年以内に東北畜産学会大会で２回以上の発表を筆頭著者として行った。または，最近５カ年以内に筆頭著者として，① 東北畜産学会大会で１回，かつ，② 国際学会または日本学術会議協力学術研究団体に指定された東北畜産学会以外の学会大会で１回以上の発表を行った。

(2) 最近５カ年以内に東北畜産学会報に１編以上の原著論文（短報を含む）を筆頭著者として公表した，または掲載が決定している。

５）奨励賞の選考にあたっては，4 (1) (2) の項目以外の業績も考慮する。

2005年９月６日
2006年２月18日改訂
2023年12月19日改訂

東北畜産学会推薦書式

以下の順にＡ４版の用紙に楷書でワープロとする。

○○○○年東北畜産学会
○○賞候補者推薦書

１．氏　　名　○○○○
　　職　　業　○○○○
　　住　　所　○○○○
　　生年月日　○年○月○日

２．略歴
　　学歴　○年○月○日　○○学校卒業
　　職歴　○年○月○日　○○

３．対象となる功績、業績または研究

４．発表内容の要旨（功労賞を除く）

５．業績目録（功労賞を除く）
　　１）題名、氏名、発表誌、年号
　　２）－　－　－　－

６．推薦理由
　　2,000字以内（功労賞）
　　800字以内（学術賞）
　　600字以内（奨励賞）

７．推薦者氏名、押印

東北畜産学会名誉会員推戴に関する申し合わせ

１）学会員としての在籍期間
　東北畜産学会（東北支部会）の会員として１５年以上在籍した者。

２）学会運営または学術発展への貢献度
　下記のいずれか一方に該当する者
　(1) 本学会の運営・発展に多大な功績があったと認められる者。
　(2) 本学会の学術発展に特に功績があったと認められる者。

３）恩典
　名誉会員は終身とし会費は徴収しない．名誉会員に対して学会の重要行事への招待，刊行物の贈呈を行う。

４）名誉会員推戴の手続き
　学会長の推薦に基づき評議員会の議を経て総会の承認を得る。

平成 10 年 8 月 19 日
平成 18 年 2 月 18 日　改　　定
2019 年 8 月 27 日　一部改定

東北畜産学会編集委員会規則

（目的）

第１条　この規則は、会則第19条の規定に基づき、第３条第２項の事業を遂行するための委員会の構成と運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第２条　委員会は、会則第３条第２項の事業を遂行することを任務とする。

１．東北畜産学会報の企画、編集、発行に関する事項

２．東北畜産学会報投稿規程及び東北畜産学会報「投稿の手引き」に関する事項

３．その他、東北畜産学会報発行に関する必要な事項

（委員長）

第３条　委員会に委員長を置き、委員長は正会員から会長が委嘱し、評議員会の議を経て総会の承認を受ける。また委員長は、委員会の議長となり、会務を総括する。

（委員）

第４条　委員会の委員は、畜産学における主要な専門分野で活躍している正会員および団体会員とし、合計数名程度とする。委員は会長が委嘱し、評議員会の議を経て総会の承認を受ける。

（任期）

第５条　委員長および委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

（会議）

第６条　委員会は必要に応じ、委員長が随時招集する。また委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

２　予め提案のあった議案について、委員は書面又は電磁的記録によって可否の意思表示をすることができる。

（改廃）

第7条　この規則は総会の議決を経て改廃することができる。

付　則

この規則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

東北畜産学会報投稿規程

１．東北畜産学会報に掲載する論文は，会員からの原著論文，短報（内容は予報，速報など），総説，解説（内容は実用的なもの），資料などとする。総説，解説，資料は本学会が依頼したものを主とするが，これに限定しない。

２．投稿論文は和文とし，東北の畜産や畜産学の発展に寄与する内容をもち，本投稿規程ならびに「投稿の手引き」に従ったもので，他誌に未発表のものに限る。

３．原稿は，原稿添付用紙とともに電子ファイル化し，E メールあるいはファイルを記録した CD を郵送にて編集委員長に送付する。郵送の場合は封筒に「原稿在中」と朱書きした簡易書留とする。

４．審査中および本誌に掲載された論文の著作権は東北畜産学会に属する。

５．論文などの採否は編集委員会が依頼する論文審査委員（２名）の審査を受けた後，編集委員会が決定する。したがって，原稿を返却したり，訂正を求めたりすることがある。

６．論文は原則として審査終了順に掲載する。

７．刷り上りページ数（論文の刷り上り１ページは約 2,300 字となる）は次の規定に従う。

１）原著論文は原則として図，表，写真など一切を含めて６ページ以内とする。

２）短報は原則として一切を含めて３ページ以内とする。

３）総説と解説は原則として一切を含めて６ページ以内とする。ただし，本学会が依頼した総説はこの限りでない。

８．著者校正は原則として１回とする。校正の際，字句の追加，削除または文章の移転は認められない。指定された期日までに編集委員会に返送しなければならない。

９．論文掲載料は著者が負担しなければならない。論文掲載料は，次のように定める。

１）上記７で示す刷り上りページ数の規定内は１ページ 1,500 円とする。

２）それを超過する分は１ページ 6,000 円とする。

３）カラー印刷は１ページにつき 10,000 円加算する。

４）英文校閲の費用は著者が実費を負担する。

５）印刷について特別な指定のある場合，著者がその実費を負担する。

６）原則として本学会が依頼した論文の掲載料は徴収しない。

10. 別刷は，著者が論文投稿時に原稿添付用紙に必要部数を記入して申し込み，送料を含めた実費を負担する。なお，本学会で依頼した総説などの著者には50部を無料進呈する。著者がPDFファイルを希望する場合，無料で進呈する。なお，CDでの郵送を希望する場合には著者が実費を負担する。
11. 本規程の改正は評議員会の議決を経て行う。

付　　記

この規程は平成23年9月8日から施行する。

東北畜産学会報「投稿の手引き」

1　投稿要領

論文を投稿する際には，必要事項を記入した原稿添付用紙を添付する。原稿添付用紙は学会ホームページからダウンロードできるほか，学会報の毎巻1号にとじ込まれている。

2　論文の体裁

⑴　原稿は，コンピュータソフトを用いて縦A4版用紙に横書き36字×30行で作成し，上下左右とも3cm幅以上の余白を設ける。使用するコンピュータソフトは最新版のマイクロソフトオフィス（ワード、エクセル、パワーポイント）が望ましい。それ以外のソフトを使用する場合，最新版マイクロソフトオフィスと互換性があることを確認しておくこと。

⑵　用紙のフットノートにページ数，左側の余白に連続した行番号を記入する。

⑶　論文は，独立した表題とし，連続論文の形式にしない。

⑷　原著論文は，原則として表紙，要約，キーワード，本文（緒言，材料および方法，結果，考察，謝辞），引用文献，図の説明，図表，英文抄録の順とする。表紙には表題，略表題，著者名，所属機関名，住所，連絡者の氏名と連絡先（住所，電話番号，Eメールアドレス）を記載する。英文抄録は表題，著者名，所属機関名，住所，連絡者の氏名と連絡先，抄録，キーワードの順に記載する。

⑸　短報，総説および解説では，要約と英文抄録を付けず，表紙に表題，略表題，著者名，所属機関名，住所，連絡者の氏名と連絡先（住所，電話番号，Eメールアドレス）を記載する。表題，著者名，所属機関名，住所，キーワードは和文と英文を併記する。

⑹　略表題は15字以内とする。

⑺　原著論文の要約は600字以内，抄録は300語以内とし，目的，方法，結果，結論がよく読み取れる内容とする。

⑻　キーワードは和文，英文ともにそれぞれ5個以内とし，和文の場合は五十音順，英文ではアルファベット順で記載する。

⑼　動植物の学名などイタリック体で印刷すべきものは，*Rattus norvegicus* のようにイタリック体で記載し，さらに下線を引く。

⑽　本文ならびに引用文献の人名は原名つづりとし，Smithのようにする。その他の外国語は原字またはカタカナとする。

⑾　数字はすべて算用数字を用いる．単位の略号は原則としてSI単位を使用する。

例：km，m，cm，mm，μm，nm, kl，l，ml, μl，kg，g，mg，μg，pg，h，min，s，mol，M，N，ppm，ppb，J，℃，Pa, mmHg，rpm，Hz，%

⑿　実験に動物を使用した場合，それぞれの機関における動物実験委員会などの承認を受け，ガイドラインに従って実験を実施した旨を記載することが望ましい。

3　引用文献

⑴　引用できる文献は単行本および学術論文とし，学会講演要旨および商業誌に掲載された論文は原則として引用できない。

⑵　引用文献は，次の手順により作成する。

①　雑誌に掲載された文献の記載は，著者名（全員），表題，雑誌名，巻：最初-最終ページ，発行年の順とする。

例：Drori D, Loosli JK. Influence of fistulation on the digestibility of feeds by steers. J. Anim. Sci., 18 : 206-210. 1959.

佐々木清綱，松本久喜，西田周作，細田達雄，茂木一重．牛の血液型に関する研究．日畜会報，27 : 73-76. 1956.

横田祥子，杉田春奈，大友良彦，須田義人，鈴木啓一．黒毛和種牛肉における脂肪酸組成と枝肉形質および肉質形質との遺伝的関係．東畜会報，60 : 80-85. 2011.

②　単行本の記載は，著書名，書名，版，引用ページ，発行所，発行地，発行年の順序とする。分担執筆の場合は例に従い，題名，編集または監修者名を加える。

例：Nalbandov AV. Advances in neuroendocrinology. 2nd ed. 156-187. Univ. of Illinois Press. Urbana.1963.

Folley SJ, Malpress FH. Hormonal control of mammary growth. In: The Hormones vol. 1. (Pincuss G, Thimann KV eds.) 695-743. Academic Press. New York. 1948.

諏訪紀夫．定量形態学．第１版．12-23．岩波書店．東京．1977.

⑶　引用文献は，著者の姓のアルファベット順に整理する。同一著者による複数の文献がある場合には発表順に並べ，同一年に複数の文献がある場合には発行年の後にアルファベットを記して区別する。

⑷　本文中に引用する場合，「諏訪（1977）は～」あるいは「～（諏訪，1977）.」のように記載する。２人の連名のときは両者の姓を“と”を用いて併記し，３人以上の連名のときは筆頭著者以外を“ら”と略記する．また，括弧内に複数の文献を引用する場合，「～（Folley と Malpress, 1948；佐々木ら，1956）.」のように発行年順に列挙する。

⑸　著者名，雑誌名は上記⑵の例のように略記する。

⑹　未発表のデータ（投稿中を含む）を引用する場合，上記⑷の発行年に代えて未発表と記載し，引用文献には掲載しない。

４　図，表および写真

⑴　図はコンピュータソフトを使用して作成することが望ましい。図および写真は，文字を含めてＡ４版用紙にそのまま印刷できるように作成する。図，写真ともに用紙の周囲は３cm 幅以上の余白を残し，右上の余白に（著者名，図○）と入れる。

⑵　図，表および写真は和文または英文で作成する。

⑶　図の説明は和文または英文とし，別紙にまとめる。

⑷　本文中に図および表の挿入場所を指定する。

投稿論文の作成に当っては，投稿規程および「投稿の手引き」を熟読のうえ，本誌第 61 巻３号以降に掲載された論文の体裁を参照して下さい。

原 稿 添 付 用 紙

論文を投稿する際には，本用紙（学会ホームページからもダウンロードできます）に必要事項を記入し，原稿に添付して送付してください．

論文の種類（該当するものを○で囲む）：原著，短報，総説，解説，資料
審査を希望する分野（該当するものを○で囲む，２つまで）：育種，遺伝，繁殖，生理，解剖，栄養，飼養，飼料，草地，管理，行動，経営，利用，畜産環境，その他（　　）

和文表題：

英文表題：

略表題：

著者名：

英文著者名：

連絡者の氏名（和文）：

連絡先・住所・所属（和文）：〒

TEL：
E-mail：

写真の場合にアート紙：　　要・不要　　カラー印刷：　　要・不要

英文抄録の校閲：　　要・不要
別刷所要部数（実費著者負担）：　　部
送り先：東北畜産学会編集委員会

入 会 申 込 書

東北畜産学会長　殿

私は、貴学会員として入会いたしたく＿＿＿＿＿＿＿年度分会費
（正会員：3,000 円，学生会員 ※：1,500 円）を添えて申し込みます。

年　　月　　日

フリガナ		
氏　　名		㊞ （学生会員 ※ の場合は指導教員名：　　㊞　）
生年月日	西暦　　年　　月　　日	
勤 務 先 （学生会員の場合は所属先）	住所　〒	
	名称 電話（　　）　　－ E-mail：	
自　　宅	住所　〒 電話（　　）　　－ E-mail：	
学会報送付先	1．勤務先　　2．自　　宅	
会　員　別	1．正会員　　2．学生会員	

※ 学生会員の場合は指導教員名を記入してください。